



2023年2月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 遠 藤 製 作 所  
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 渡 部 大 史  
(東証スタンダード・コード7841)  
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 石 原 睦  
役 職 ・ 氏 名 管 理 本 部 担 当  
電 話 番 号 0 2 5 6 - 6 3 - 6 1 1 1

## 株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、下記のとおり、株主（以下「提案株主」といいます。）より、2023年3月28日開催予定の第73回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主提案権の行使に関する書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領いたしました。本日開催の取締役会において、当該株主提案に反対することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案株主

TK1 Ltd.

#### 2. 本株主提案の内容

##### (1) 議題

- ① 剰余金の処分の件（以下「本株主提案①」といいます。）
- ② 自己株式の取得の件（以下「本株主提案②」といいます。）

##### (2) 議案の内容

別紙「本株主提案の議題及び議案の内容」に記載のとおりです。なお、別紙は、提案株主から提出された本株主提案書面の内容を原文のまま記載しておりますが、同書面において、いずれの議案についても、提案の理由の記載はありませんでした。

### 3. 株主提案に対する当社取締役会の意見

#### (1) 剰余金の処分の件（本株主提案①）

##### ① 当社取締役会の意見

**当社取締役会としては、本株主提案①に反対いたします。**

##### ② 反対の理由

本株主提案①が可決された場合の配当総額は、当社の親会社株主に帰属する当期純利益（7億96百万円）を大きく超えるおよそ17億62百万円となります。また、当社は、本株主提案①とは別に、一株当たり18円の配当を行う議案を本定時株主総会に付議する予定であり、これらを合わせた配当総額は、およそ19億21百万円となります。

このような提案は、当社の経営方針や足元の事業環境を踏まえた株主還元に関する方針に明らかに反するものであり、当社の財務の安定性を損ない、当社の事業運営の不安定性・不確実性を高めるばかりか、将来の設備投資や開発費用を確保することが困難となり、設備投資による製造体制の強化、新規事業展開等の企業価値向上に向けた取り組みの実現に支障をきたします。

当社は、株主還元に関する方針として、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置づけ、業績の状況や今後の事業計画を踏まえ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。内部留保資金につきましては、主に業績の維持向上を確保するための設備投資や新規事業展開等の開発費用として、充当することとしております。

しかしながら、本株主提案①における配当総額は、上記のとおり過剰なものであり、かかる当社の方針に反することは明らかです。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案①に反対いたします。

#### (2) 自己株式の取得の件（本株主提案②）

##### ① 当社取締役会の意見

**当社取締役会としては、本株主提案②に反対いたします。**

##### ② 反対の理由

本株主提案②における自己株式の取得数は、2022年12月末日時点における当社の発行済み株式総数（自己株式を除く）の22.6%にあたる極めて大規模なものです。そして、その取得総額は、当社の親会社株主に帰属する当期純利益7億96百万円を大きく超える20億円となります。

このような提案は、当社の経営方針や足元の事業環境を踏まえた株主還元に関する方針に明らかに反するものであり、仮にこのような過大な水準の提案が可決された場合には、短期に巨額の資金を費やすこととなり、当社の財務の安定性を損なうばかりか、今後の設備投資や研究開発などの企業価値向上に向けた手元資金の確保が困難になり、当社の中長期的な企業価値向上に向けて必要な設備投資や研究開発による製造体制の強化、新規事業展開等に支障をきたすと考えております。

当社は、上記のとおり、当社の中長期的な企業価値向上に向けた成長投資のための資金や、事業環境の不確実性を見据えた内部留保資金の確保が必要であり、株主の皆様への安定的か

つ継続的な利益還元とのバランスをとることが必要であると認識しております。

本株主提案②が、大規模な株主還元である本株主提案①と併せて提案されていることにも鑑みると、これらの実現により、当社の財務的基礎を損なうことは明らかなです。

当社は、当社の株式の流動性にも鑑みると、上記規模の自己株式取得を実施することは現実的ではないと考えておりますが、仮に実現された場合には、株価への影響も計り知れないものであり、その結果として、株主の皆様利益を損ねることになるものと考えます。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案②に反対いたします。

以 上

(別紙) 本株主提案の議題及び議案の内容

※提案株主から提出された本株主提案書面の内容を原文のまま記載しております。

1. 剰余金の処分の件

会社法第453条及び第454条の規定に基づき、第73期の期末剰余金の株主に対する配当として、会社提案の剰余金の処分に追加して、普通株式1株当たり金200円を配当する。

2. 自己株式の取得の件

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から150日以内に、当社普通株式を株式総数2,000,000株、取得価額の総額2,000百万円(ただし、会社法により許容される取得価額の総額(会社法第461条に定める「分配可能額」)が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額)を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

以上